

大臣が定める基準に基づき特定行政庁により指定された多雪区域（(8)参照）においては、その最低値について異なる値が定められている場合がある。

(3) 第3項では、(1)の式に用いる垂直積雪量 d について、大臣が定める基準に基づき特定行政庁が定めた値とすることを規定している（(9)参照）。

5 (4) 屋根上の積雪は、外気温が低く屋根ふき材の表面と積雪の底部との接触面が氷結している場合には滑落を生じないが、雪止めがなく積雪底面が氷結していない場合には滑落が生じる。第4項は、この滑落による積雪荷重の減少を勘案した規定であり、具体的には図5.3-1に示すとおりである（ただし、特定行政庁が異なる数値を定める場合がある）。

10 屋根勾配による低減係数（屋根形状係数）を採用するに当たっては、積極的に小屋裏を暖房するなどの方法により積雪の滑落を確実に保証することについて配慮することが必要である。

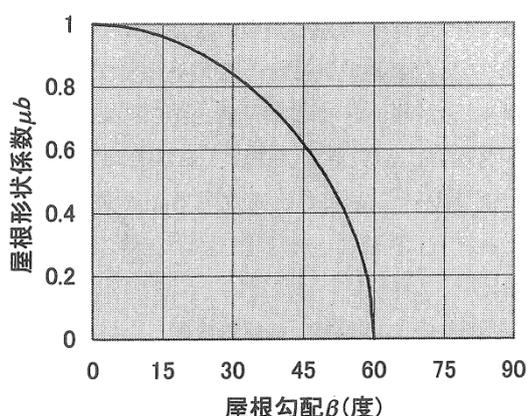


図5.3-1 μ_b - β 関係

15 (5) 風、日照等の影響で、屋根面の積雪深は不均等になることがある。例えば、吹きだまりのできる建築物では部分的に地上での値以上の積雪深となるところがある。また、庇の先端では庇から垂れ下がるように雪のかたまりができることなどに注意する必要がある。一部の雪が吹き飛ばされたり、融けたりして屋根全体の積雪深が少なくなった場合も、雪の偏積のため、屋根にとっては厳しい条件になることがある。第5項では、そのような影響も考慮して積雪荷重による屋根の応力、変形を検討する必要があることを規定している。

20 (6) 第6項は、雪下ろしを行う慣習がある地方では、雪下ろしを行うことにより、積雪荷重を減らすことができることを規定している。雪下ろしにより減らすことができる場合でも考慮すべき最低限の積雪量は1 mである。これは、一度の降雪で見込まれる積雪量とその前に行われる雪下ろしで下ろし残される積雪量の和を想定したものである。

25 (7) 雪下ろしを想定し設計用積雪荷重を減らした建築物については、積雪量はその想定垂直積雪量を上回らないように管理されねばならない。そのためには、その旨を建築物の管理者、居住者等に周知させる必要がある。第7項はそのような周知徹底を図ることを目的としたものである。建築物の管理者、居住者等は、一度の降雪で見込まれる積雪量を念頭に雪下ろしを行うべき深さを適切に設定し、管理を行うことが必要である。

(8) 多雪区域以外の区域にあって、最上端から最下端までの水平投影長さが10m以上、かつ、勾配が15度以下の屋根（「特定緩勾配屋根部分」という。）を有する建築物については、令第82条各号の構造計

算に当たり、降雨の影響を考慮した積雪荷重の割り増しが必要となる場合がある（平19国交告第594号第2第三号ホ・平成31年1月15日施行）。計算の詳細については、6.1節を参照されたい。

告示 平12建告第1455号

多雪区域を指定する基準及び垂直積雪量を定める基準を定める件

5 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第2項ただし書及び第3項の規定に基づき、多雪区域を指定する基準及び垂直積雪量を定める基準を次のように定める。

第1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第86条第2項ただし書に規定する多雪区域を指定する基準は、次の各号のいずれかとする。

- 一 第2の規定による垂直積雪量が1メートル以上の区域
- 10 二 積雪の初終間日数（当該区域中の積雪部分の割合が2分の1を超える状態が継続する期間の日数をいう。）の平年値が30日以上

第2 令第86条第3項に規定する垂直積雪量を定める基準は、市町村の区域（当該区域内に積雪の状況の異なる複数の区域がある場合には、それぞれの区域）について、次に掲げる式によって計算した垂直積雪量に、当該区域における局所的地形要因による影響等を考慮したものとする。ただし、当該区域又はその近傍の区域の気象観測地点における地上積雪深の観測資料に基づき統計処理を行う等の手法によって当該区域における50年再現期待値（年超過確率が2パーセントに相当する値をいう。）を求めることができる場合には、当該手法によることができる。

$$d = \alpha \cdot ls + \beta \cdot rs + \gamma$$

20 この式において、 d 、 ls 、 rs 、 α 、 β 及び γ はそれぞれ次の数値を表すものとする。

- d 垂直積雪量（単位 メートル）
- α 、 β 、 γ 区域に応じて別表の当該各欄に掲げる数値
- ls 区域の標準的な標高（単位 メートル）
- rs 区域の標準的な海率（区域に応じて別表の R の欄に掲げる半径（単位 キロメートル）の円の面積に対する当該円内の海その他これに類するものの面積の割合をいう。）

別表

	区 域	α	β	γ	R
(1)	北海道のうち 稚内市 天塩郡のうち天塩町、幌延町及び豊富町 宗谷郡 枝幸郡のうち浜頓別町及び中頓別町 礼文郡 利尻郡	0.0957	2.84	-0.80	40
(2)	北海道のうち 中川郡のうち美深町、音威子府村及び中川町 苫前郡のうち羽幌町及び初山別村 天塩郡のうち遠別町 枝幸郡のうち枝幸町及び歌登町	0.0194	-0.56	2.18	20
(3)	北海道のうち 旭川市 夕張市 芦別市 士別市 名寄市 千歳市 富良野市 虻田郡のうち真狩村及び留寿都村 夕張郡のうち由仁町及び栗山町 上川郡のうち鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、朝日町、風連町、下川町及び新得町 空知郡のうち上富良野町、中富良野町及び南富良野町 勇払郡のうち占冠村、追分町及び穂別町 沙流郡のうち日高町及び平取町 有珠郡のうち大滝村	0.0027	8.51	1.20	20
(4)	北海道のうち 札幌市 小樽市 岩見沢市 留萌市 美唄市 江別市 赤平市 三笠市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 恵庭市 北広島市 石狩市 石狩郡 厚田郡 浜益郡 虻田郡のうち喜茂別町、京極町及び倶知安町 岩内郡のうち共和町 古宇郡 積丹郡 古平郡 余市郡 空知郡のうち北村、栗沢町、南幌町、奈井江町及び上砂川町 夕張郡のうち長沼町 樺戸郡 雨竜郡 増毛郡 留萌郡 苫前郡のうち苫前町	0.0095	0.37	1.40	40

(5)	北海道のうち 松前郡 上磯郡のうち知内町及び木古内町 檜山郡 爾志郡 久遠郡 奥尻郡 瀬棚郡 島牧郡 寿都郡 磯谷郡 虻田郡の うちニセコ町 岩内郡のうち岩内町	-0.0041	-1.92	2.34	20
(6)	北海道のうち 紋別市 常呂郡のうち佐呂間町 紋別郡のうち遠軽町, 上湧別 町, 湧別町, 滝上町, 興部町, 西興部村及び雄武町	-0.0071	-3.42	2.98	40
(7)	北海道のうち 釧路市 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡のうち標茶町 阿寒 郡 白糠郡のうち白糠町 野付郡 標津郡	0.0100	-1.05	1.37	20
(8)	北海道のうち 帯広市 河東郡のうち音更町, 士幌町及び鹿追町 上川郡のうち 清水町 河西郡広尾郡 中川郡のうち幕別町, 池田町及び豊頃町 十勝郡 白糠郡のうち音別町	0.0108	0.95	1.08	20
(9)	北海道のうち 函館市 室蘭市 苫小牧市 登別市 伊達市 上磯郡のうち上 磯町 亀田郡 茅部郡 山越郡 虻田郡のうち豊浦町, 虻田町及 び洞爺村 有珠郡のうち壮瞥町 白老郡 勇払郡のうち早来町, 厚真町及び鶴川町 沙流郡のうち門別町 新冠郡 静内郡 三 石郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡	0.0009	-0.94	1.23	20
(10)	北海道 ((1)から(9)までに掲げる区域を除く)	0.0019	0.15	0.80	20
(11)	青森県のうち 青森市 むつ市 東津軽郡のうち平内町, 蟹田町, 今別町, 蓬田 村及び平館村 上北郡のうち横浜町 下北郡	0.0005	-1.05	1.97	20
(12)	青森県のうち 弘前市 黒石市 五所川原市 東津軽郡のうち三厩村西津軽郡 のうち鮎ヶ沢町, 木造町, 深浦町, 森田村, 柏村, 稲垣村及び車 力村 中津軽郡のうち岩木町 南津軽郡のうち藤崎町, 尾上町, 浪岡町, 常盤村及び田舎館村 北津軽郡	-0.0285	1.17	2.19	20
(13)	青森県のうち 八戸市 十和田市 三沢市 上北郡のうち野辺地町, 七戸町, 百 石町, 十和田湖町, 六戸町, 上北町, 東北町, 天間林村, 下田町 及び六ヶ所村 三戸郡	0.0140	0.55	0.33	40
(14)	青森県((11)から(13)までに掲げる区域を除く) 秋田県のうち 能代市 大館市 鹿角市 鹿角郡 北秋田郡 山本郡のうち二 ツ井町, 八森町, 藤里町及び峰浜村	0.0047	0.58	1.01	40
(15)	秋田県のうち 秋田市 本荘市 男鹿市 山本郡のうち琴丘町, 山本町及び八竜 町 南秋田郡 河辺郡のうち雄和町 由利郡のうち仁賀保町, 金 浦町, 象潟町, 岩城町, 由利町, 西目町及び大内町 山形県のうち 鶴岡市 酒田市 東田川郡 西田川郡 飽海郡	0.0308	-1.88	1.58	20
(16)	岩手県のうち 和賀郡のうち湯田町及び沢内村 秋田県 ((14)及び(15)に掲げる区域を除く) 山形県のうち 新庄市 村山市 尾花沢市 西村山郡のうち西川町, 朝日町及び 大江町 北村山郡 最上郡	0.0050	1.01	1.67	40
(17)	岩手県のうち 宮古市 久慈市 釜石市 気仙郡のうち三陸町 上閉伊郡のう ち大槌町 下閉伊郡のうち田老町, 山田町, 田野畑村及び普代村 九戸郡のうち種市町及び野田村	-0.0130	5.24	-0.77	20
(18)	岩手県のうち 大船渡市 遠野市 陸前高田市 岩手郡のうち葛巻町気仙郡の うち住田町 下閉伊郡のうち岩泉町, 新里村及び川井村 九戸郡 のうち軽米町, 山形村, 大野村及び九戸村 宮城県のうち 石巻市 気仙沼市 桃生郡のうち河北町, 雄勝町及び北上町 牡 鹿郡 本吉郡	0.0037	1.04	-0.10	40

第5章 荷重及び外力

(19)	岩手県 ((16)から(18)までに掲げる区域を除く) 宮城県のうち 古川市 加美郡 玉造郡 遠田郡 栗原郡 登米郡 桃生郡のうち桃生町	0.0020	0.00	0.59	0
(20)	宮城県 ((18)及び(19)に掲げる区域を除く) 福島県のうち 福島市 郡山市 いわき市 白河市 原町市 須賀川市 相馬市 二本松市 伊達郡 安達郡 岩瀬郡 西白河郡 東白川郡 石川郡 田村郡 双葉郡 相馬郡 茨城県のうち 日立市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 東茨城郡のうち御前山村 那珂郡のうち大宮町, 山方町, 美和村及び緒川村 久慈郡 多賀郡	0.0019	0.15	0.17	40
(21)	山形県のうち 山形市 米沢市 寒河江市 上山市 長井市 天童市 東根市 南陽市 東村山郡 西村山郡のうち河北町 東置賜郡 西置賜郡のうち白鷹町	0.0099	0.00	-0.37	0
(22)	山形県 ((15), (16)及び(21)に掲げる区域を除く) 福島県のうち 南会津郡のうち只見町 耶麻郡のうち熱塩加納村, 山都町, 西会津町及び高郷村 大沼郡のうち三島町及び金山町 新潟県のうち 東蒲原郡のうち津川町, 鹿瀬町及び上川村	0.0028	-4.77	2.52	20
(23)	福島県 ((20)及び(22)に掲げる区域を除く)	0.0026	23.0	0.34	40
(24)	茨城県 ((20)に掲げる区域を除く) 栃木県 群馬県 ((25)及び(26)に掲げる区域を除く) 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 静岡県 愛知県 岐阜県のうち 多治見市 関市 中津川市 瑞浪市 羽島市 恵那市 美濃加茂市 土岐市 各務原市 可児市 羽島郡 海津郡 安八郡のうち輪之内町, 安八町及び墨俣町 加茂郡のうち坂祝町, 富加町, 川辺町, 七宗町及び八百津町 可児郡 土岐郡 恵那郡のうち岩村町, 山岡町, 明智町, 串原村及び上矢作町	0.0005	-0.06	0.28	40
(25)	群馬県のうち 利根郡のうち水上町 長野県のうち 大田市 飯山市 北安曇郡のうち美麻村, 白馬村及び小谷村 下高井郡のうち木島平村及び野沢温泉村 上水内郡のうち豊野町, 信濃町, 牟礼村, 三水村, 戸隠村, 鬼無里村, 小川村及び中条村 下水内郡 岐阜県のうち 岐阜市 大垣市 美濃市 養老郡 不破郡 安八郡のうち神戸町 揖斐郡 本巣郡 山県郡 武儀郡のうち洞戸村, 板取村及び武芸川町 郡上郡 大野郡のうち清見村, 荘川村及び宮村 吉城郡 滋賀県のうち 大津市 彦根市 長浜市 近江八幡市 八日市市 草津市 守山市 滋賀郡 栗太郡 野洲郡 蒲生郡のうち安土町及び竜王町 神崎郡のうち五箇荘町及び能登川町 愛知郡 犬上郡 坂田郡 東浅井郡 伊香郡 高島郡 京都府のうち 福知山市 綾部市 北桑田郡のうち美山町 船井郡のうち和知町 天田郡のうち夜久野町 加佐郡 兵庫県のうち 朝来郡のうち和田山町及び山東町	0.0052	2.97	0.29	40

(26)	群馬県のうち 沼田市 吾妻郡のうち中之条町, 草津町, 六合村及び高山村 利根郡のうち白沢村, 利根村, 片品村, 川場村, 月夜野町, 新治村及び昭和村 長野県のうち 長野市 中野市 更埴市 木曾郡 東筑摩郡 南安曇郡 北安曇郡のうち池田町, 松川村及び八坂村 更級郡 埴科郡 上高井郡 下高井郡のうち山ノ内町 上水内郡のうち信州新町 岐阜県のうち 高山市 武儀郡のうち武儀町及び上之保村 加茂郡のうち白川町及び東白川村 恵那郡のうち坂下町, 川上村, 加子母村, 付知町, 福岡町及び蛭川村 益田郡 大野郡のうち丹生川村, 久々野町, 朝日村及び高根村	0.0019	0.00	-0.16	0
(27)	山梨県 長野県 ((25)及び(26)に掲げる区域を除く)	0.0005	6.26	0.12	40
(28)	岐阜県 ((24)から(26)までに掲げる区域を除く) 新潟県のうち 糸魚川市 西頸城郡のうち能生町及び青海町 富山県 福井県 石川県	0.0035	-2.33	2.72	40
(29)	新潟県のうち 三条市 新発田市 小千谷市 加茂市 十日町市 見附市 栃尾市 五泉市 北蒲原郡のうち安田町, 笹神村, 豊浦町及び黒川村 中蒲原郡のうち村松町 南蒲原郡のうち田上町, 下田村及び栄町 東蒲原郡のうち 三川村 古志郡 北魚沼郡 南魚沼郡 中魚沼郡 岩船郡のうち関川村	0.0100	-1.20	2.28	40
(30)	新潟県 ((22), (28)及び(29)に掲げる区域を除く)	0.0052	-3.22	2.65	20
(31)	京都府のうち 舞鶴市 宮津市 与謝郡 中郡 竹野郡 熊野郡 兵庫県のうち 豊岡市 城崎郡 出石郡 美方郡 養父郡	0.0076	1.51	0.62	40
(32)	三重県 大阪府 奈良県 和歌山県 滋賀県 ((25)に掲げる区域を除く) 京都府 ((25)及び(31)に掲げる区域を除く) 兵庫県 ((25)及び(31)に掲げる区域を除く)	0.0009	0.00	0.21	0
(33)	鳥取県 島根県 岡山県のうち 阿哲郡のうち大佐町, 神郷町及び哲西町 真庭郡 苫田郡 広島県のうち 三次市 庄原市 佐伯郡のうち吉和村 山県郡 高田郡 双三郡のうち君田村, 布野村, 作木村及び三良坂町 比婆郡 山口県のうち 萩市 長門市 豊浦郡のうち豊北町 美祢郡 大津郡阿武郡	0.0036	0.69	0.26	40
(34)	岡山県 ((33)に掲げる区域を除く) 広島県 ((33)に掲げる区域を除く) 山口県 ((33)に掲げる区域を除く)	0.0004	-0.21	0.33	40
(35)	徳島県 香川県 愛媛県のうち 今治市 新居浜市 西条市 川之江市 伊予三島市 東予市 宇摩郡 周桑郡 越智郡 上浮穴郡のうち面河村	0.0011	-0.42	0.41	20
(36)	高知県 ((37)に掲げる区域を除く)	0.0004	-0.65	0.28	40

(37)	愛媛県（(35)に掲げる区域を除く） 高知県のうち 中村市 宿毛市 土佐清水市 吾川郡のうち吾川村 高岡郡の うち中土佐町、窪川町、梶原町、大野見村、東津野村、葉山村及 び仁淀村 幡多郡	0.0014	-0.69	0.49	20
(38)	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県のうち 中津市 日田市 豊後高田市 宇佐市 西国東郡のうち真玉町 及び香々地町 日田郡 下毛郡	0.0006	-0.09	0.21	20
(39)	大分県（(38)に掲げる区域を除く） 宮崎県	0.0003	-0.05	0.10	20
(40)	鹿児島県	-0.0001	-0.32	0.46	20

9) 本告示第1は、令第86条第2項ただし書の規定に基づき多雪区域を指定する基準を定めたものである。

10) 本告示第2は、令第86条第3項の規定に基づき特定行政庁が規則により垂直積雪量を定める基準を規定したものである。この場合、第2の式及び別表の数値以外の手法により垂直積雪量が定められる場合があるので、設計に当たっては特定行政庁の規則の内容を確認する必要がある。

なお、本規定による垂直積雪量は、50年再現期待値に相当する数値であり、限界耐力計算に用いる最大級の積雪荷重は本規定に基づき算定した積雪荷重を1.4倍し、500年再現期待値に相当する数値とすることとされている（4.4節参照）。また、特定畜舎等建築物の場合について、断熱性が低く、滑雪の妨げのない構造の屋根面とし、かつ、屋根の勾配が11度以上の場合は、本告示によらずに平14国交第474号の規定に基づき、同告示別表に掲げる垂直積雪量の値等を用いて積雪荷重を算定することが可能となっている。

11) 本告示の別表に掲げる区域について、市町村合併等により変更が加えられる場合がある。この場合の扱いとしては、本告示の制定時（改正を受けた場合は、最終改正時）における行政界区分に従って対処する。